

随意契約理由書

件名	航空燃料 J E T A-1 （R 8 年度 2 回目）
契約の相手方	三愛アビエーションサービス(株)神戸空港営業所
根拠法令	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由 消防防災ヘリコプターは、災害の内容により搭載重量や飛行時間が変わるため、出動のたびに燃料補給量を調整する必要がある。そのため、頻繁かつ迅速な燃料補給体制が不可欠である。 この体制を確保するため、航空機動隊では 2 台の燃料補給車に航空燃料を常備し、ヘリコプターへ給油を行っている。 燃料補給車への航空燃料の充填は全国の空港で可能であるが、頻度と迅速性の観点から神戸空港以外での調達は合理的ではない。さらに、神戸空港で航空燃料を販売している事業者は、三愛アビエーションサービス株式会社のみである。 以上の理由から、同社を随意契約の相手方とする。	
担当部署 （問合せ先）	消防局 警防部 航空機動隊 航空整備係 （電話番号 303-1192）